

## 第6章 保健事業

---

保健事業は、組合員の健康保持及び福祉の増進を図るため、地方公務員等共済組合法第112条及び公立学校共済組合法第27条の規定に基づき実施しているものです。

この事業では、健康の保持増進を図るため「健診事業」を中心に、組合員のライフプラン確立を支援するセミナー等を実施しています。

なお、この事業については、「保健事業実施要項」に事業の具体的な内容、手続等について記載していますので、参照してください。

また、組合員に対しては「共済福岡」等によって、詳細をお知らせします。

- \* このページの後にホームページから出力した「保健事業実施要項」を綴じてご利用ください。